（運転免許取得者等教育に係る報告等）

第三十八条の四の六　公安委員会は、法第百八条の三十二の二第一項の認定を受けて同項に規定する運転免許取得者等教育を行う者に対し、次に掲げる事項に関し、定期的に報告書の提出を求めることができる。

一　当該運転免許取得者等教育の課程において指導を行う者に関する事項

二　当該運転免許取得者等教育の課程に関する事項として国家公安委員会規則で定めるもの

2　公安委員会は、法第百八条の三十二の二第一項の認定を受けて同項に規定する運転免許取得者等教育を行う者に対し、前項に規定する報告書によるもののほか、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（運転免許取得者等検査に係る報告等）

第三十八条の四の七　前条の規定は、法第百八条の三十二の三第一項の認定を受けて同項に規定する運転免許取得者等検査を行う者について準用する。この場合において、前条第一項第一号中「運転免許取得者等教育の課程において指導を行う」とあるのは「運転免許取得者等検査に従事する」と、同項第二号中「運転免許取得者等教育の課程」とあるのは「運転免許取得者等検査の方法」と読み替えるものとする。

（国家公安委員会が指示を行う全国的な幹線道路）

第三十九条　［略］

［条を削る。］

別記様式第十二（第十七条関係）

運転免許申請書

年　月　日

公安委員会　殿

ふりがな	
氏名	
生年月日	年　月　日
受けようとする免許の種類	
試験免除の該当事由	
免許証の記載事項の変更の有無	有　・　無

（この線から下には記載しないこと。）

免許証の写し	
氏名・生年月日	年　月　日
本籍・国籍等	
住所	
交付	年　月　日
年　月　日まで有効	写真
免許の条件等	

6.2　1.0　2.6　9.0

備考　1　氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は５号活字で印字すること。
2　試験免除の該当事由欄には、法第97条の２第１項若しくは第３項又は令第34条の５に規定する免除事由を記載すること。
3　現に受けている免許に係る免許証の記載事項に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ〇で囲むこと。
4　免許証の写し欄には、現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
5　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。
6　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

（運転免許取得者教育に係る報告等）

第三十八条の四の六　公安委員会は、法第百八条の三十二の二第一項の認定を受けて運転免許取得者教育を行う者に対し、次に掲げる事項に関し、定期的に報告書の提出を求めることができる。

一　当該運転免許取得者教育の課程において指導を行う者に関する事項

二　当該運転免許取得者教育の課程に関する事項として国家公安委員会規則で定めるもの

2　公安委員会は、法第百八条の三十二の二第一項の認定を受けて運転免許取得者教育を行う者に対し、前項に規定する報告書によるもののほか、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

［条を加える。］

（国家公安委員会が指示を行う全国的な幹線道路）

第三十八条の九　［同上］

（認知機能に関する基準）

第三十九条　令第四十三条第一項の表講習手数料の項の内閣府令で定める基準は、第二十九条の三第一項の式により算出した数値が七十六未満であることとする。

別記様式第十二（第十七条関係）

運転免許申請書

年　月　日

公安委員会　殿

ふりがな	
氏名	
生年月日	年　月　日
受けようとする免許の種類	
試験免除の該当事由	
免許証の記載事項の変更の有無	有　・　無

（この線から下には記載しないこと。）

免許証の写し	
氏名・生年月日	年　月　日
本籍・国籍等	
住所	
交付	年　月　日
年　月　日まで有効	写真
免許の条件等	

6.2　1.0　2.6　9.0

備考　1　氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は５号活字で印字すること。
2　試験免除の該当事由欄には、法第97条の２第１項若しくは第２項又は令第34条の５に規定する免除事由を記載すること。
3　現に受けている免許に係る免許証の記載事項に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ〇で囲むこと。
4　免許証の写し欄には、現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
5　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。
6　図示の長さの単位は、センチメートルとする。